

# 会津若松市

## 屋外広告物の手引き



令和5年1月 会津若松市

## はじめに

ポスターや立看板、広告板や広告塔などの屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を提供する重要なものであり、まちに賑わいや活気をもたらす役割も果たしています。

その一方で無秩序に設置されたり、破損・老朽化した看板など適正に管理されていない広告物が氾濫すると、情報が的確に伝わらないだけでなく、まちの景観を損なったり、公衆に危害を及ぼしたりする可能性があります。

そのため会津若松市では、屋外広告物について、本市の景観特性に応じた表示の基準等を定め、周辺の景観と調和が保たれるよう、市独自の条例として「会津若松市屋外広告物等に関する条例」を制定し、平成30年4月1日から施行しました。

今後も、市民の皆さんや事業者の方々のご理解、ご協力をいただきながら、より一層会津若松らしい広告景観の形成を推進していきます。

## 目次

1	屋外広告物とは	P. 1
2	条例の適用範囲	P. 3
3	規制の概要	P. 4
4	許可基準の概要	P. 10
5	許可の手続き	P. 24
6	表示者等の義務	P. 28
7	違反等に対する措置、罰則	P. 29
8	屋外広告業者の登録	P. 29
9	広告景観整備地区制度	P. 30
10	経過措置	P. 30

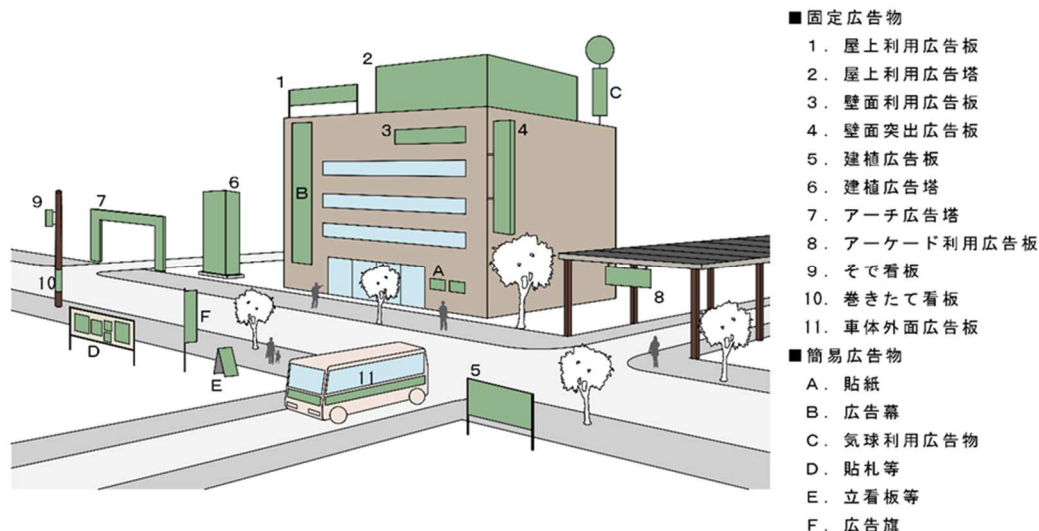
# 1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、屋外広告物法において、以下の要件を満たすものと定義されています。

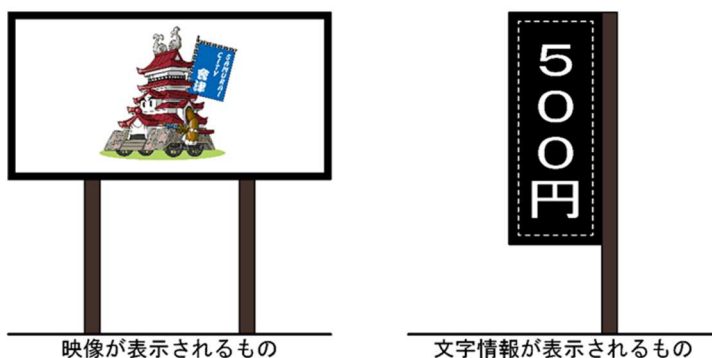
- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆（不特定多数の人）に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・貼紙・貼札や、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出、表示されたものやこれらに類するもの

※ 商業広告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

## ● 屋外広告物の種類



## ● 電光表示広告物等の種類



● 形態による分類

形態	種類	定義・内容		
簡易広告物	貼紙	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等に貼り付けて表示するもの		
	貼札等	ベニヤ板等に屋外広告物を貼り、工作物等に取り付けて表示するもの、又はこれに類するもの		
	立看板等	木枠に紙張り等をして工作物に立て掛けて表示するもの、又はこれに類するもの		
	広告幕	布等の幕状のもので、建物等に固定して表示するもの		
	広告旗	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む）		
特殊広告物	気球利用広告物	気球を利用して表示するもの		
固定 広 告 物 等	電柱等利 用広告物	巻きたて看板	電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの	
		そで看板	電柱等を利用して、添架して表示するもの	
	広告板	建植広告板	支柱を土地に定着させて設置するもの	
		壁面利用広告板	建物の外壁面を利用して設置、又は外壁面に表示するもの	
		壁面突出広告板	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの	
		屋上利用広告板	建物の屋上を利用して設置するもの	
		アーケード利用広告板	アーケードを利用して設置するもの	
	広告塔	車体外面広告板	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの	
		建植広告塔	建植広告塔	支柱を土地に定着させて設置するもの
			屋上利用広告塔	建物の屋上を利用して設置するもの
ア	イチ	広告塔	道路を横断して建植するもの	

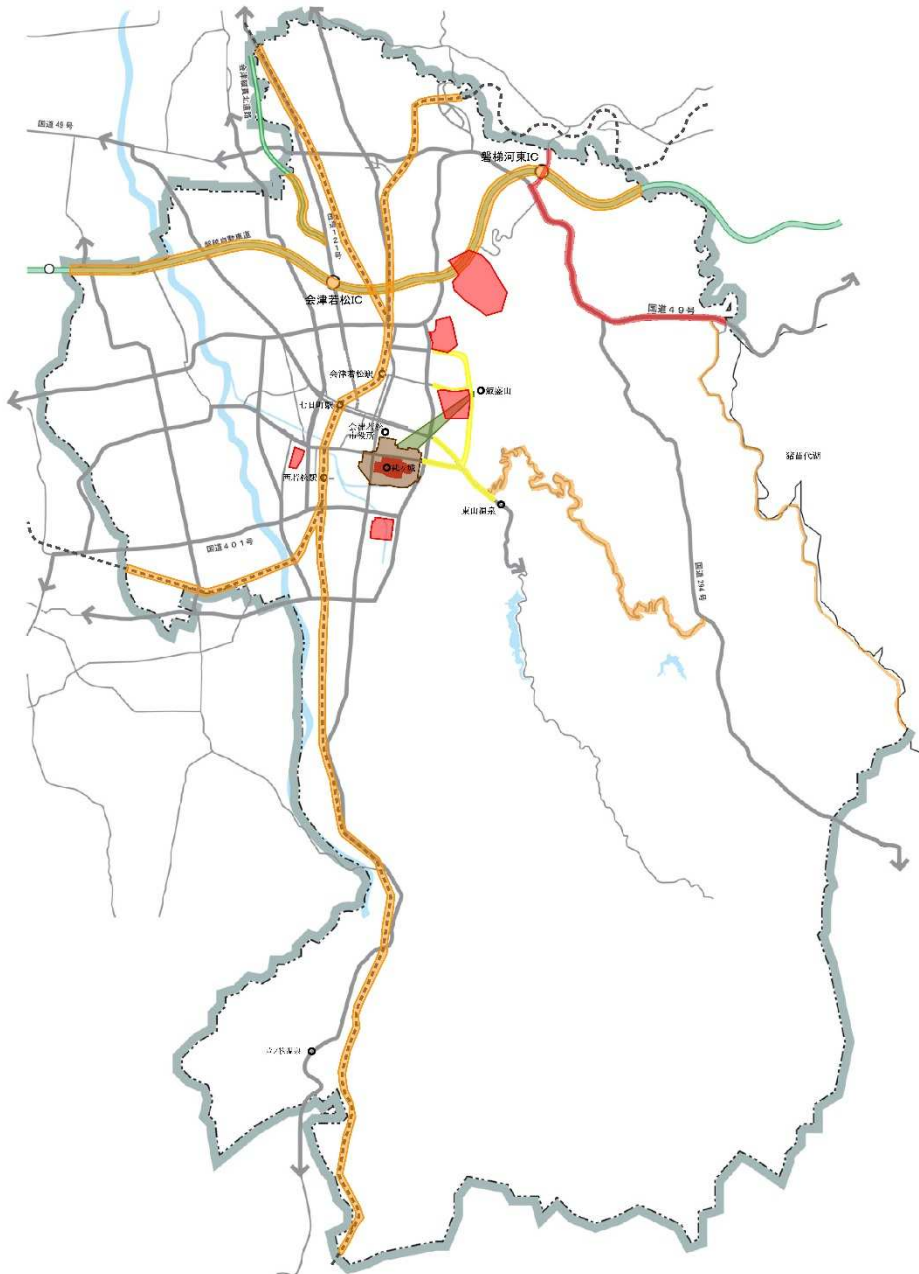
※電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（電光表示装置）を有する屋外広告物等については、「電光表示広告物等」として、上記分類の中でさらに面積や高さ等の基準を設定しています。

● 設置主体・用途及び目的による分類

設置主体・用途・目的	定義・内容
公共広告	法令の規定により表示する屋外広告物 国・地方公共団体等が公共的目的により設置する屋外広告物 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立て札等
自己用広告	自己の氏名・名称・店名若しくは商標・事業若しくは営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物
管理用広告	自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき設置する屋外広告物
公共目的用広告	道標、案内図等公共又は公衆の利便に供することを目的とした屋外広告物
一時広告	冠婚葬祭又は祭礼等のため、慣習上一時的に表示する屋外広告物 講演会等の催物のため、会場の敷地内に表示する屋外広告物
非営利広告	政治活動、社会教育活動等営利を目的としない活動のための屋外広告物
その他一般広告物	上記以外の屋外広告物

## 2 条例の適用範囲

本条例は、「会津若松市景観計画」における景観計画区域（市全域）を規制対象とし、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、屋外広告物等に関する基準を定め、規制を行っています。

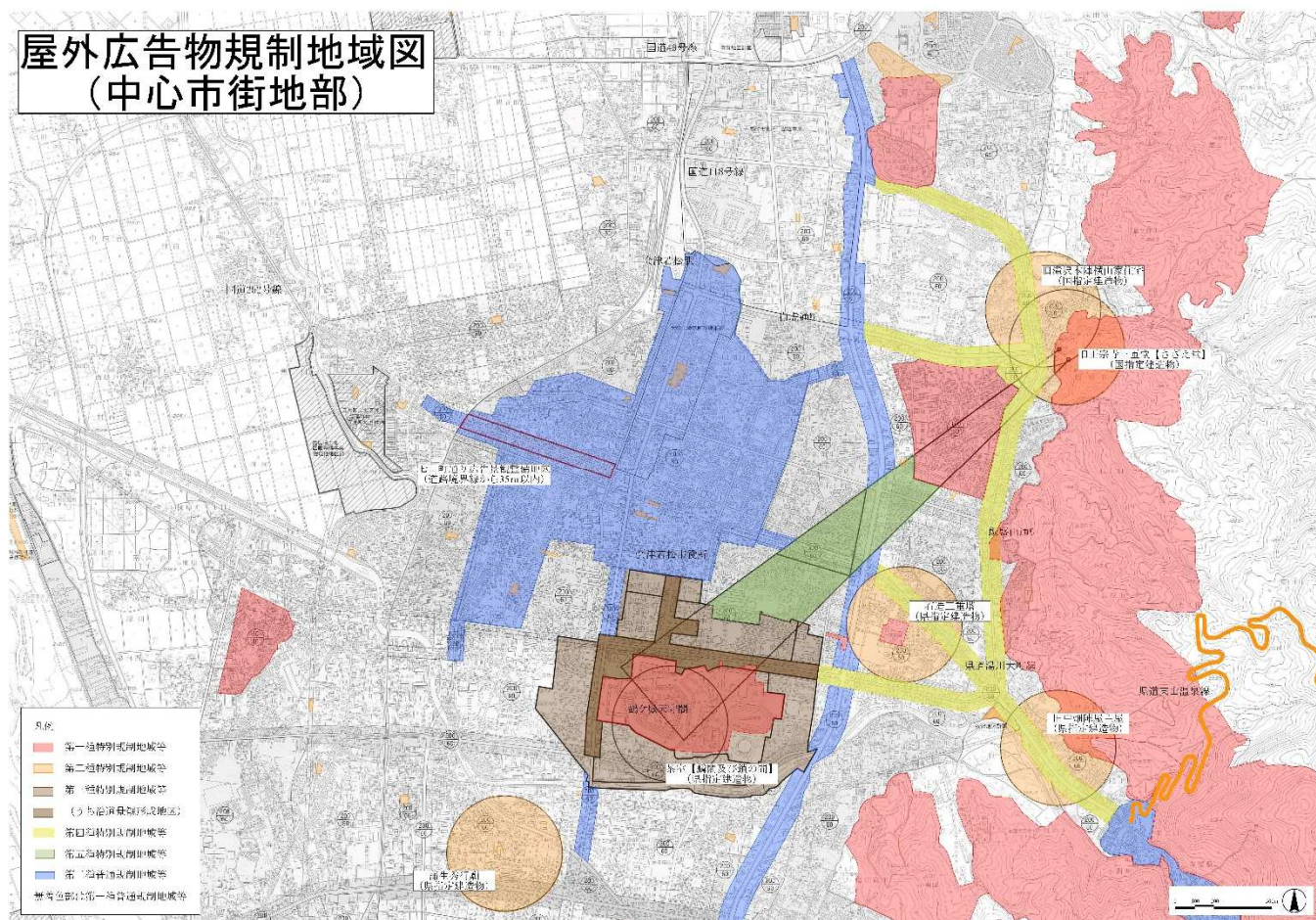


**条例の適用範囲**  
 - - - 会津若松市全域

- 凡例（主な特別規制地域等）**
- 第一種特別規制地域等
  - 第二種特別規制地域等
  - 第三種特別規制地域等
  - 第四種特別規制地域等
  - 第五種特別規制地域等

## 中心市街地部 詳細

### 屋外広告物規制地域図 (中心市街地部)



## 3 規制の概要

### (1) 屋外広告物の規制基準

#### ●表示面積の規制

- ・屋外広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、屋外広告物の表示面積の上限を定めています。

#### ●高さの規制

- ・屋外広告物の形態、種類に応じて、屋外広告物の高さに関する基準を定めています。高さに関する基準は、地上からの高さのほかに、建築物の高さと屋外広告物の高さの比率による制限もあります。

## ●色彩の規制

・地域特性に応じて、屋外広告物の表示面積の一定割合を占める彩度を規制しています。

### 1) 第一種、第三種及び第四種特別規制地域等の基準

自然景観や歴史的建造物との調和を考慮した基準とするため、自然界にはほとんど存在しない彩度8を超える色彩の使用を制限しています。

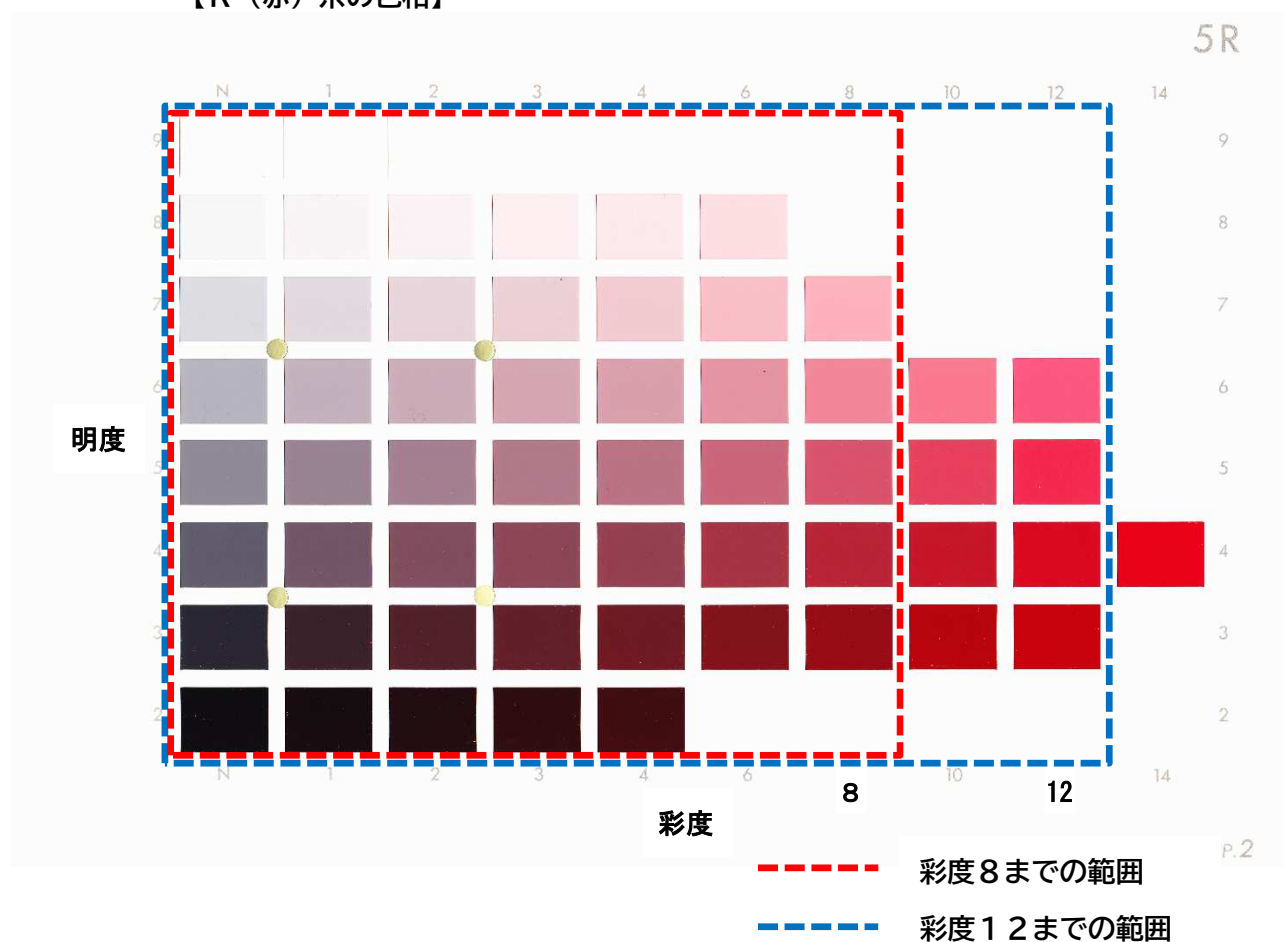
※ 初夏の青田：彩度6 針葉樹林：彩度6

### 2) 第二種、第五種特別規制地域等及び普通規制地域等の基準

重要な情報を伝える道路標識、安全標識等との対比から、当該広告物の伝達機能を阻害する恐れのある彩度12を超える色彩の使用を制限しています。

※ 警戒標識の黄色：彩度14 道路標識の赤：彩度14

### 【R（赤）系の色相】



・支柱や枠の色彩については、あくまで表示面ではないことから、周辺景観との調和に努めるものとし、濃茶色や濃灰色での施工をお願いしております。

※ マンセル値（参考）

濃茶色 : 10R2/2 10R3/2 5YR2/1 等

濃灰色 : N3~N4 等

## (2) 特別規制地域等

自然公園の特別地域や「会津若松市景観計画」における景観重点地区など特に良好な景観の形成や風致を維持する必要がある地域、あるいは学校、都市公園など屋外広告物を掲出することが好ましくない場所など、原則として屋外広告物の表示、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」）の設置が禁止されている地域及び場所です。

### ●特別規制地域等の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	景観重点地区（磐梯山・猪苗代湖周辺地区）
	重要文化財である建造物、天然記念物の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）
第二種特別規制地域等	重要文化財である建造物、天然記念物の周囲 300 ㍍以内
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側 500 ㍍の区域※
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
	古墳・墓地・神社等の敷地
第三種特別規制地域等	景観重点地区（鶴ヶ城周辺地区）
第四種特別規制地域等	景観計画に定める歴史回廊等（鶴ヶ城～東山温泉～飯盛山を結ぶ主要道路の沿線：飯盛山通り、県道湯川大町線等）
第五種特別規制地域等	景観重点地区（眺望景観保全地区）

※道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ 50 メートル以下で 30 戸以上の家屋が連たんする地域）は除く。

## (2) 普通規制地域等

普通規制地域等に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する場合は、原則として市長の許可を受けなければなりません。

本条例では、会津若松市景観計画における景観計画区域（市全域）を規制対象とし、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止の観点から、広告物の許可基準を定めています。また、周辺景観との調和や安全性の確保を図る第一種普通規制地域等と、まちの賑わいを演出する第二種普通規制地域等に区分しています。

### ●普通規制地域等の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種普通規制地域等	会津若松市景観計画における景観計画区域 （特別規制地域等及び第二種普通規制地域等を除く市内全域）
第二種普通規制地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域



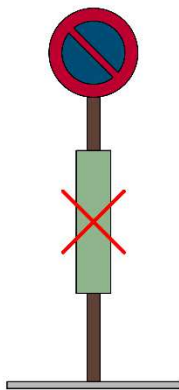
### (3) 禁止物件

良好な景観の形成と風致の維持のため、その物件が持っている本来の機能や効能を阻害することなどが無いよう、原則として広告物の表示を禁止する工作物等です。

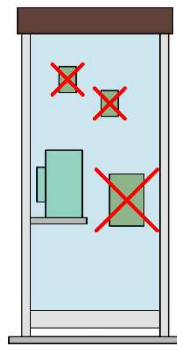
この表示の制限は、特別規制地域等、普通規制地域等の指定地域に関係なく、市内にあるすべての禁止物件について適用されます。

禁止の内容	禁止の物件
全ての広告物の表示禁止 (5㎡以下の管理用広告物(電光表示装置を有しないもの)は表示可能)	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、交通信号機、道路標識、防護柵、カーブミラー、視線誘導標、駒止め、防雪防砂施設、パーキングメーター、消火栓、火災報知器、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木
5㎡以下の自己用広告物 (電光表示装置を有しないもの)は表示可能	石垣、擁壁
15㎡以下の自己用広告物 (電光表示装置を有しないもの)は表示可能 (第一種、第三種及び第四種特別規制地域等内は、5㎡以下)	送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク、風力発電設備
貼紙、貼札、広告旗、立看板等の掲出禁止 ※彩度の制限があります。	電力柱、電信電話柱、街路灯柱、アーケード柱

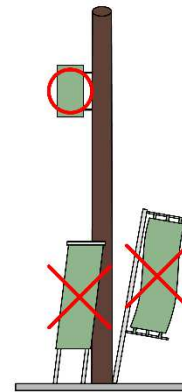
#### 【禁止物件の例】



道路標識



電話ボックス



電柱

#### (4) 禁止広告物

破損していたり倒壊又は落下のおそれがある屋外広告物や、交通信号機や道路標識の効用を妨げたり道路の安全を阻害するおそれのある屋外広告物など、いかなる場合においても表示、掲出してはならない広告物です。

この表示、掲出の制限は、特別規制地域等、普通規制地域等の指定地域に関係なく、市内にあるすべての屋外広告物について適用されます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの</li><li>② 著しく破損し、又は老朽したもの</li><li>③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの</li><li>④ 交通信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの</li><li>⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの</li><li>⑥ 地色に蛍光塗料、発光塗料、又は反射塗料を使用しているもの</li></ul> |
|--|

#### (5) 適用除外

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習、祭礼のための広告物も含まれます。これらをすべて一律に規制すると、社会生活に支障をきたすことも考えられるため、目的や用途などに応じて、必要最小限度の大きさや色彩等に関する基準を定め、「許可を受けずに表示できるもの」及び「原則として禁止であるが許可を受けて表示できるもの」の区分を設けています。

##### 主な適用除外となる広告物

- 法令により表示する広告物（道路標識等）
- 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立て札等
- 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物（面積等の基準有）
- 国、地方公共団体又は公共的団体が公共的目的を持って表示する広告物（一部届出制）
- 管理用広告
- 公共目的用広告（道標、案内図板等）
- 一時広告（冠婚葬祭、祭礼等広告、催物広告）
- 自動車・電車広告（自己用）
- 他の都道府県等の自動車・電車広告
- 人・動物・船舶等広告
- 工事現場の板塀・仮囲い等
- 非営利広告（政治活動、労働活動等広告物で表示期間 15 日を超えないもの）

##### 自動車・電車広告の適用除外基準

- 県内の登録車両
- 表示面積が 5 m<sup>2</sup>以下又は自己用の広告物で蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないもの

自己用広告物の適用除外		
第一種特別規制地域等	表示面積	総量が5㎡以下
	高さ	敷地内の建物の高さの6/5以内
	色彩	彩度8以下
	その他	電光表示装置を有しないこと
第三種特別規制地域等	表示面積	総量が10㎡以下
	高さ	敷地内の建物の高さの3/2以内
	色彩	彩度8以下
	その他	個別基準に適合すること 電光表示装置を有しないこと
第四種特別規制地域等	表示面積	総量が10㎡以下 (電光表示装置については、その内5㎡以下)
	高さ	敷地内の建物の高さの3/2以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
	色彩	彩度8以下
	その他	個別基準に適合すること
第五種特別規制地域等	表示面積	総量が10㎡以下
	高さ	地上高10m以下
	色彩	彩度12以下
	その他	個別基準に適合すること
第二種特別規制地域等 第一種普通規制地域等 第二種普通規制地域等	表示面積	総量が15㎡以下 (電光表示装置については、その内7.5㎡以下)
	高さ	敷地内の建物の高さの3/2以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
	色彩	彩度12以下
	その他	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの

#### (7) 特定屋内広告物の規制

- ・特定屋内広告物とは、建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む）に設けられた窓ガラス、ガラス扉等の内側の面に直接描いたり、直接貼ったりして、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。  
具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを貼り付ける場合などが該当します。
- ・特定屋内広告物を表示する場合は、良好な景観の維持・向上を図るため、位置、面積、色彩等について定めた基準に応じた掲出をお願いすることになります。

## 4 許可基準の概要

特別規制地域等において「原則として禁止であるが、許可を受けて表示できるもの」に該当する広告物等を掲出する場合は、市長の許可を受けなければなりません。

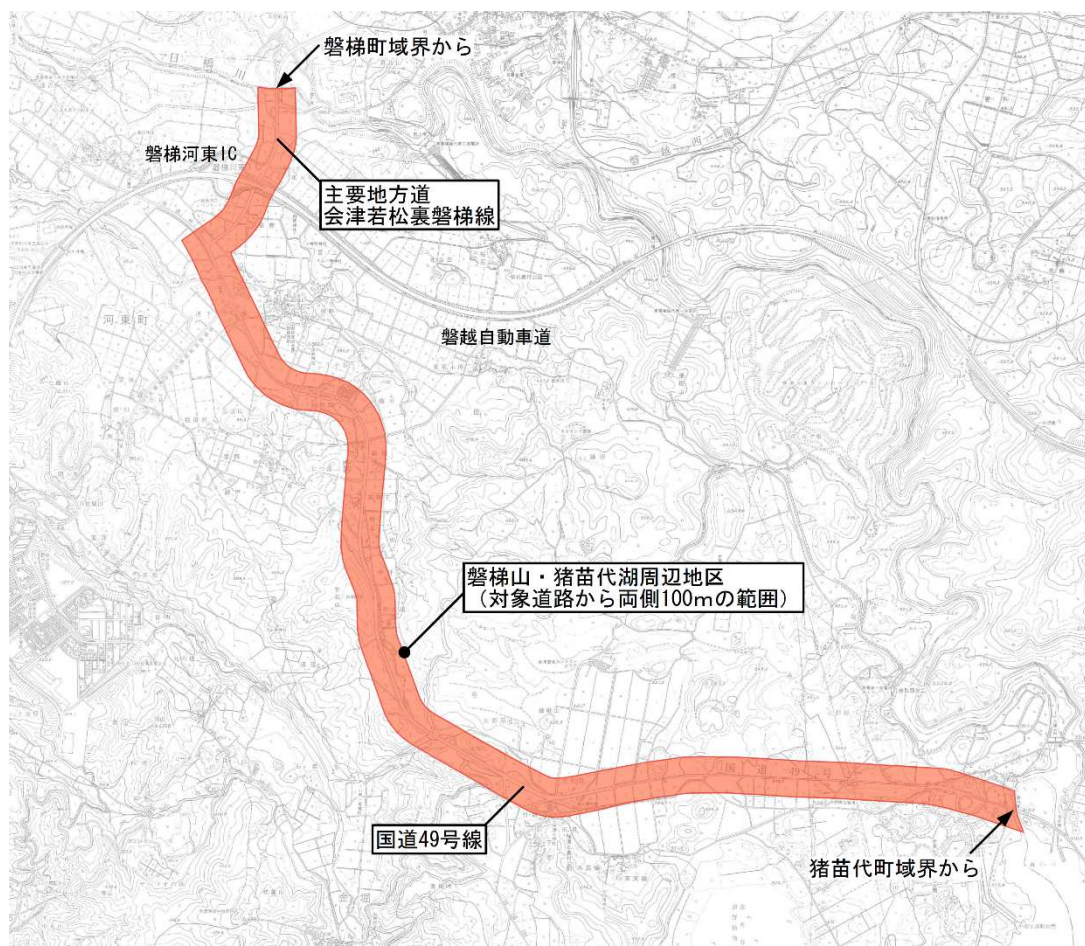
また、普通規制地域等に広告物等を掲出する場合は、適用除外に該当するもの以外は、市長の許可を受けなければなりません。

許可期間は、固定広告物等については3年以内、立看板については3月以内、その他の簡易広告物及び特殊広告物（気球利用広告物）については1月以内としています。

### (1) 第一種特別規制地域等の許可基準

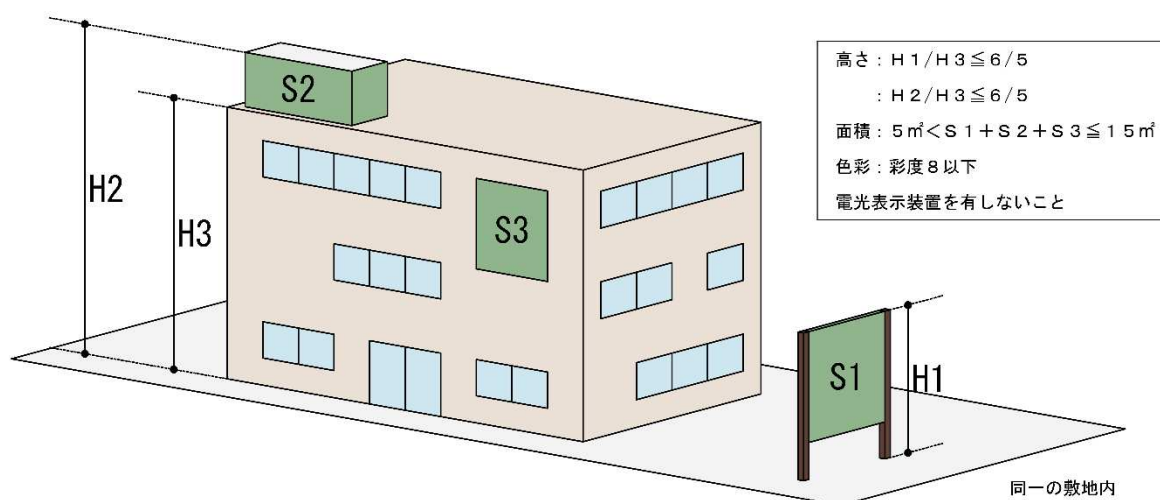
- 景観重点地区（磐梯山・猪苗代湖周辺地区）

#### ◆区域図



- 第一種低層住居専用地域、風致地区
- 重要文化財である建造物、天然記念物の敷地
- 風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
- 国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）

## ◆位置・規模の基準



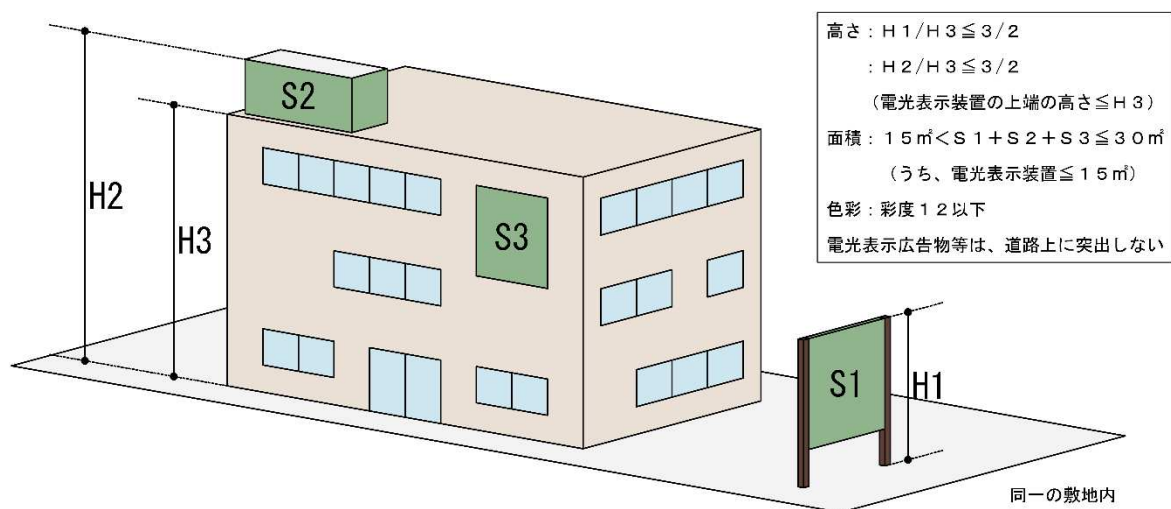
広告物の区分	基準	
自己用広告物	表示面積	総量が5㎡を超え、15㎡以下
	高さ	敷地内の建物の高さの6/5以内
	色彩	表示面積の1/2を超えて、彩度8を超える色彩を使用しない
	その他	電光表示装置を有しない
道 標	表示面積	1面が2㎡以下
	色彩	表示面積の1/2を超えて、彩度8を超える色彩を使用しない
案内図板等	表示面積	1面が5㎡以下
	色彩	表示面積の1/2を超えて、彩度8を超える色彩を使用しない
自動車・電車広告 (県内の登録車両)	自己用以外	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない

※原則として、自己用広告物以外の広告物は設置できない。

## (2) 第二種特別規制地域等の許可基準

- 重要文化財である建造物、天然記念物の周囲 300 ㍍以内
- 国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
- 都市公園の区域
- 高速自動車道路及びその両側 500 ㍍の区域
- 指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域
- 官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
- 古墳・墓地・神社等の敷地

◆位置・規模の基準



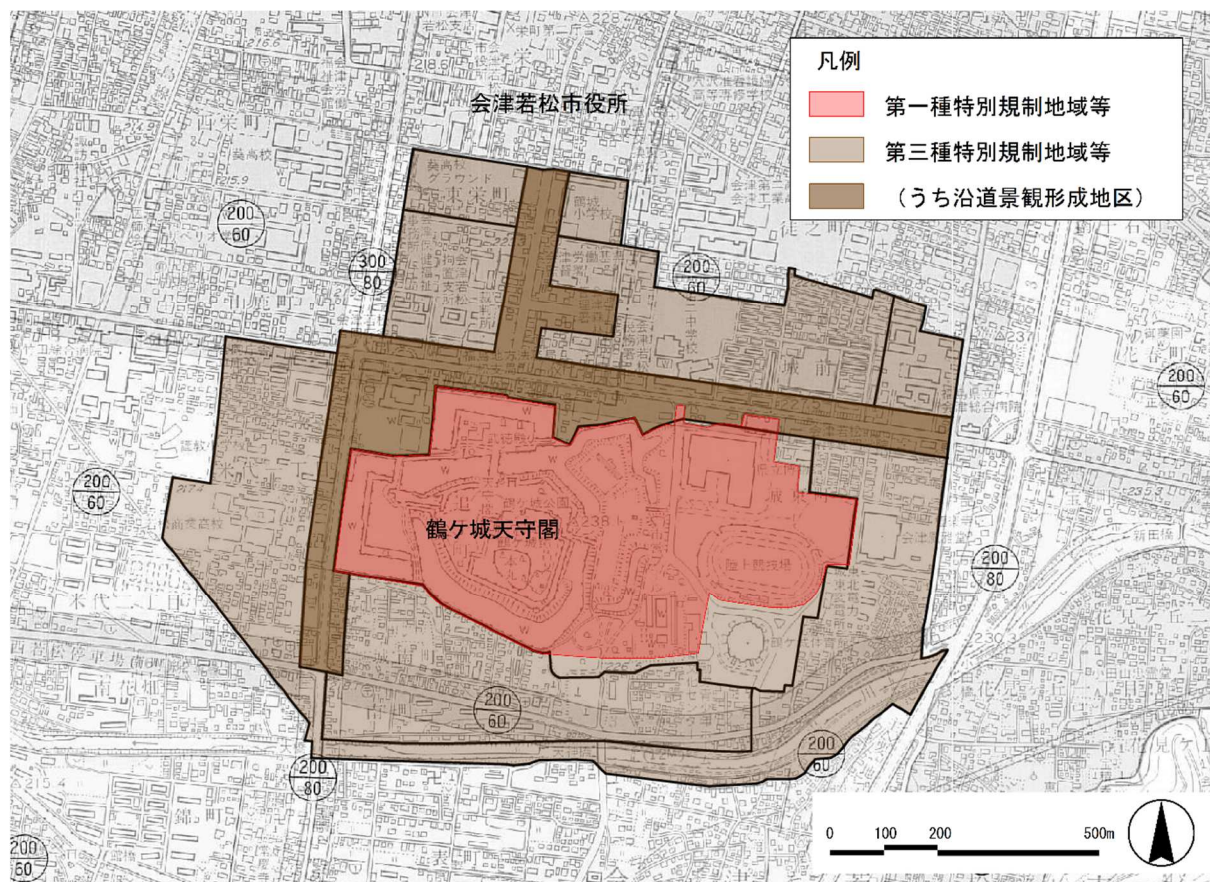
広告物の区分	基準	
自己用広告物	表示面積	総量が 15 ㎡を超え、30 ㎡以下 (電光表示装置については、その内 15 ㎡以下)
	高さ	敷地内の建物の高さの 3/2 以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
	色彩	表示面積の 1/2 を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用しない
	その他	電光表示広告物等は、道路上に突出しない
道 標	表示面積	1 面が 2 ㎡以下
	色彩	表示面積の 1/2 を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用しない
案内図板等	表示面積	1 面が 5 ㎡以下
	色彩	表示面積の 1/2 を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用しない
自動車・電車広告 (市内の登録車両)	自己用以外	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない
電柱利用広告物 (巻きたて看板、袖看板)	地域	指定道路及び道路の沿線
	表示基準	普通規制地域等の許可基準 (黒色光沢不可)
案内広告物等	個 数	入口から 50m 以内に 2 個以内で合計 4 ㎡以下
	面 積	150m~250m 以内に 2 個以内で合計 4 ㎡以下
	距 離	広告物等の相互間距離 2 m 以上
	色 彩	表示面積の 1/2 を超えて、彩度 12 を超える色彩又は光沢のある黒色を使用しない
その他		電光表示装置を有しない

※原則として、自己用広告物以外の広告は設置できない。

### (3) 第三種特別規制地域等の許可基準

●景観重点地区（鶴ヶ城周辺地区）

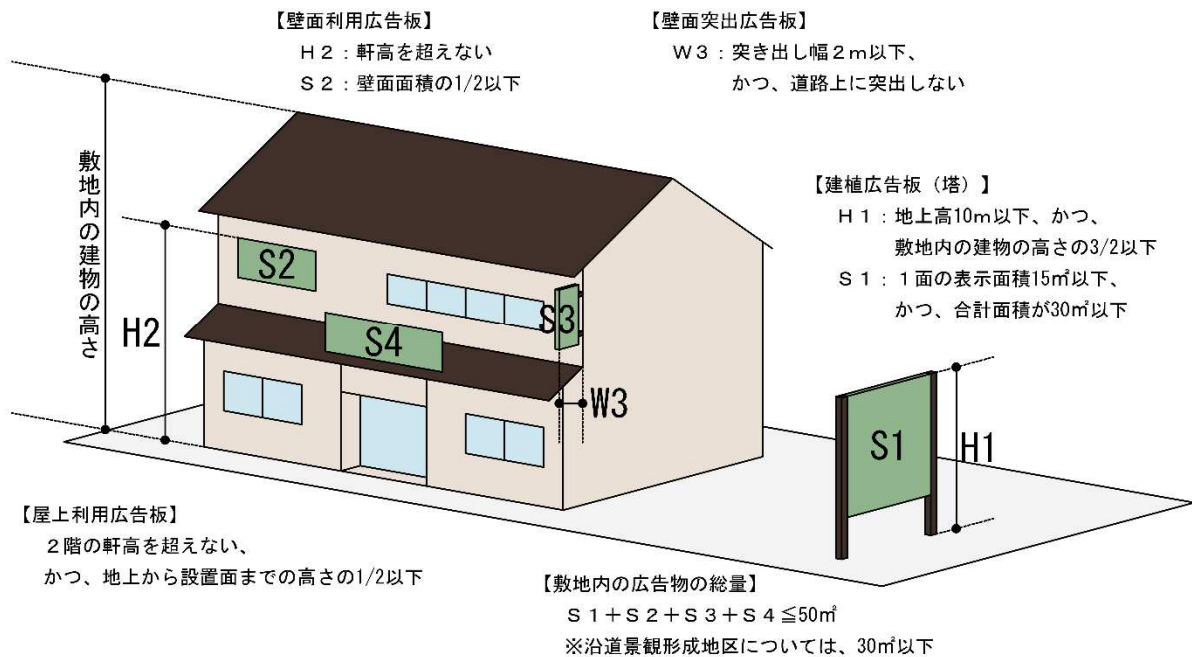
#### ◆区域図



#### ◆共通基準

- ・許可を受けずに表示できるもの：総量が 10 m<sup>2</sup>以下
- ・原則禁止であるが、許可を受けて表示できるもの：総量が 10 m<sup>2</sup>を超え 50 m<sup>2</sup>以下  
※ただし、沿道景観形成地区については 30 m<sup>2</sup>以下
- ・原則として自己用広告物以外の広告物は設置できない
- ・電光表示装置及び点滅照明は設置できない
- ・表示面積の 1/2 を超えて、彩度 8 を超える色彩を使用できない

## ◆位置・規模の基準



### 【建植広告板（塔）】

- ・地上高が10m以下、かつ、敷地内の建物の高さの3/2以下
- ・1面の表示面積が15㎡以下で、かつ、合計面積が30㎡以下
- ・道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔の相互間距離が3m以上

### 【壁面利用広告板】

- ・地上高が軒高を超えないこと
- ・一の壁面における表示面積の合計が、当該壁面面積の1/2以下
- ・広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと

### 【壁面突出広告板】

- ・壁面からの突き出し幅が2m以下で、かつ、道路上に突出しないこと

### 【屋上利用広告板（塔）】

- ・設置できない  
ただし、2階建て以上の建築物の場合、1階下屋、庇等に設置されるものを除く
  - ・地上高が2階の軒高を超えず、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以下
  - ・広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと
- ※屋上利用広告塔は設置できない





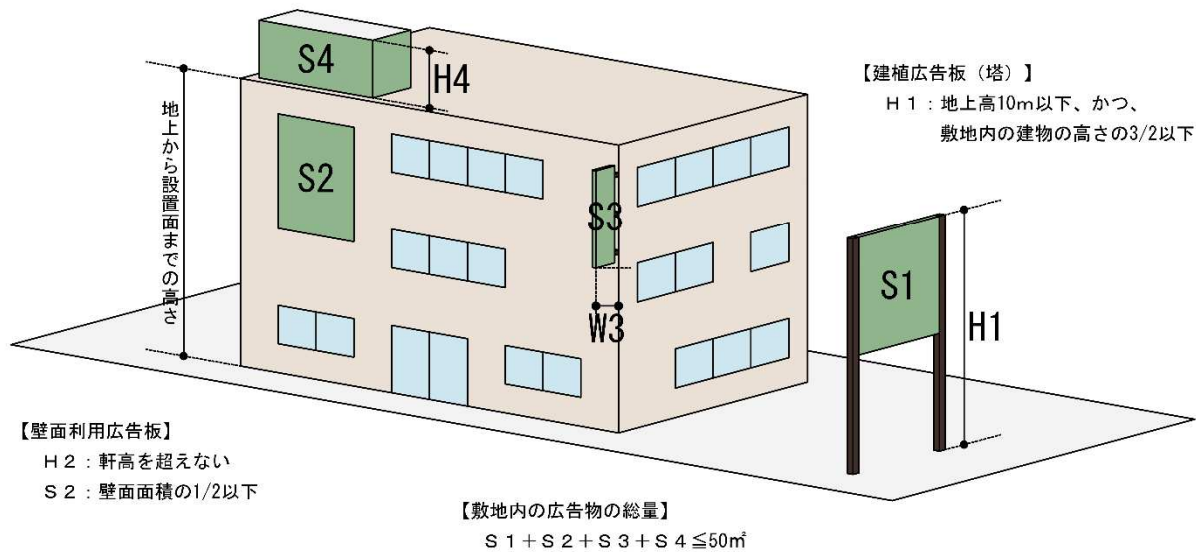
## ◆位置・規模の基準

### 【屋上利用広告板（塔）】

H4：高さ5m以下、かつ  
地上から設置面までの高さの1/2以下

### 【壁面突出広告板】

W3：突き出し幅2m以下、  
かつ、道路上に突出しない



### 【壁面利用広告板】

H2：軒高を超えない  
S2：壁面面積の1/2以下

### 【敷地内の広告物の総量】

$$S1 + S2 + S3 + S4 \leq 50\text{m}^2$$

### 【建植広告板（塔）】

- ・地上高が10m以下、かつ、敷地内の建物の高さの3/2以下
- ・電光表示装置の表示面積が、1面5㎡以下
- ・道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔の相互間距離が3m以上

### 【壁面利用広告板】

- ・地上高が軒高を超えないこと
- ・一の壁面における表示面積の合計が、当該壁面面積の1/2以下
- ・電光表示装置の表示面積が、1面5㎡以下
- ・広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと

### 【壁面突出広告板】

- ・電光表示装置の表示面積が、1面5㎡以下
- ・壁面からの突き出し幅が2m以下で、かつ、道路上に突出しないこと

### 【屋上利用広告板（塔）】

- ・電光表示装置を有しないこと
- ・高さ5m以下、かつ、地上から設置面までの高さの1/2以下
- ・広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと

## (5) 第五種特別規制地域等の許可基準

### ●景観重点地区（眺望景観保全地区）

#### ◆区域図



#### ◆共通基準

- ・許可を受けずに表示できるもの：総量が 10 m<sup>2</sup>以下
- ・全ての広告物について、地上高が 10m以下
- ・表示面積の 1/2 を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用できない
- ・原則として自己用広告物以外の広告物は設置できない
- ・その他の規制については、第一種普通規制地域等の基準とする

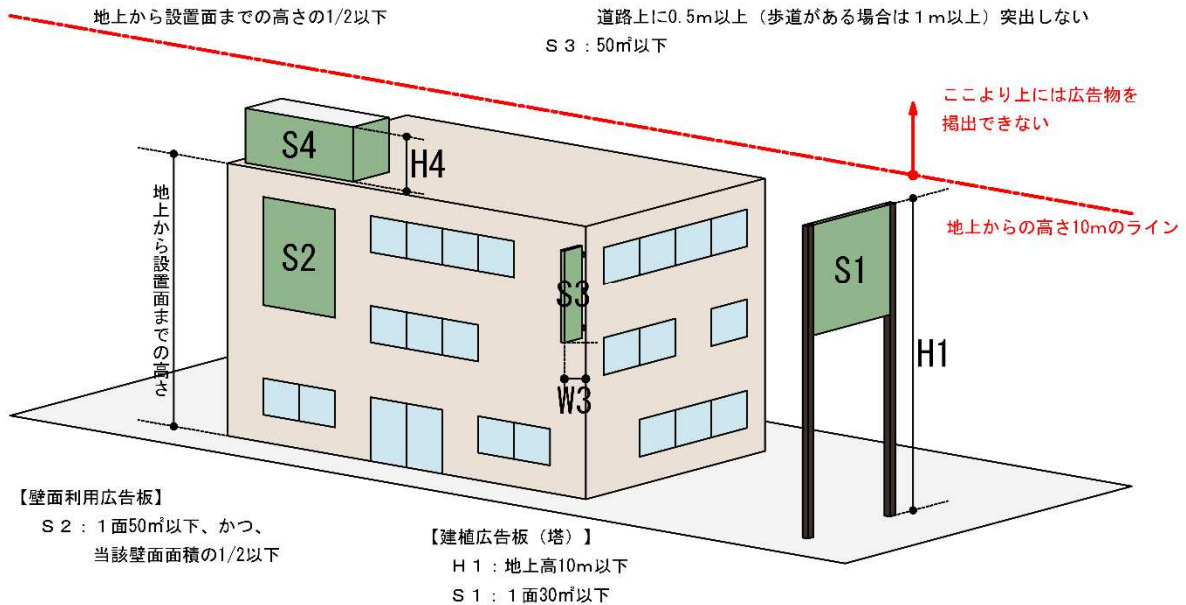
## ◆位置・規模の基準

### 【屋上利用広告板（塔）】

H 4 : 地上高10m以下、かつ、  
地上から設置面までの高さの1/2以下

### 【壁面突出広告板】

W 3 : 突き出し幅2m以下、かつ、  
道路上に0.5m以上（歩道がある場合は1m以上）突出しない  
S 3 : 50㎡以下



### 【建植広告板（塔）】

- ・ 1面の表示面積が30㎡以下（うち、電光表示装置が、1面15㎡以下）
- ・ 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔の相互間距離が3m以上

### 【壁面利用広告板】

- ・ 一の壁面における表示面積の合計が50㎡以下（うち、電光表示装置が25㎡以下）、かつ、当該壁面面積の1/2以下
- ・ 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと

### 【壁面突出広告板】

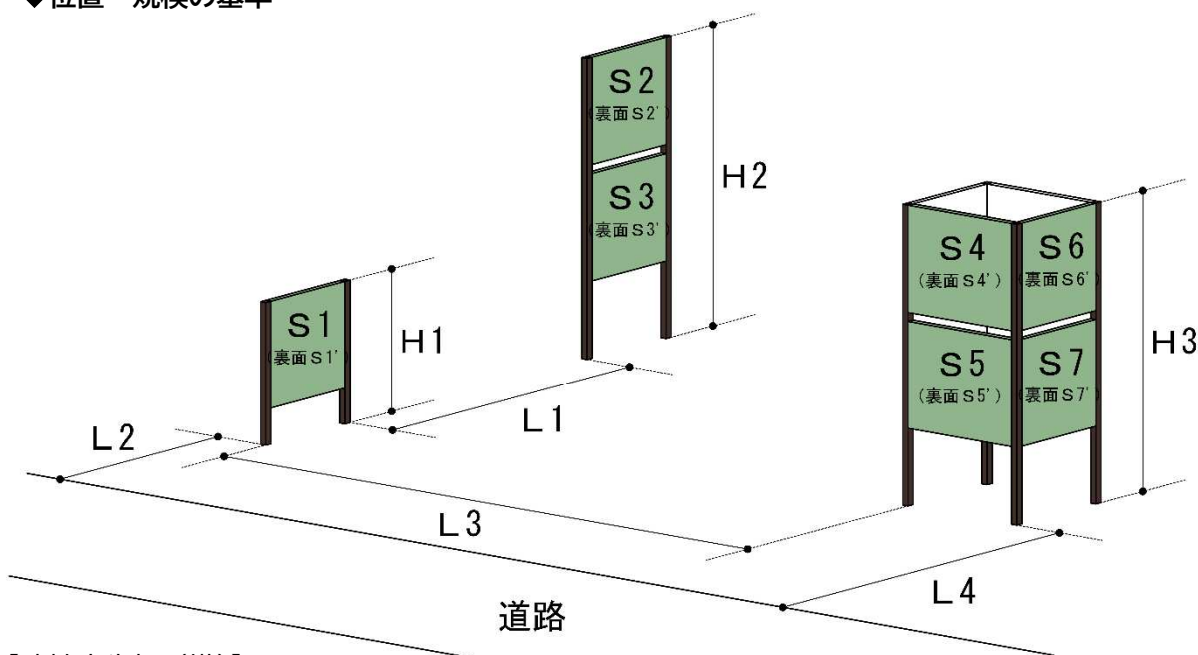
- ・ 表示面積が50㎡以下（うち、電光表示装置が25㎡以下）
- ・ 壁面からの突き出し幅が2m以下で、かつ、道路上に0.5m以上（歩道がある場合は1m以上）突出しないこと
- ・ 地上から電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えないこと
- ・ 下端の高さが4.5m以上（歩道上においては2.5m以上）

### 【屋上利用広告板（塔）】

- ・ 電光表示装置を有しないこと
- ・ 地上から設置面までの高さの1/2以下
- ・ 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと

## (6) 普通規制地域等の許可基準

### ◆位置・規模の基準



#### 【建植広告板（塔）】

##### ・高さの規制

第一種普通規制地域等 地上高：H1，H2，H3 ≤ 13m

第二種普通規制地域等 地上高：H1，H2，H3 ≤ 20m

##### ・面積の規制

一面の表示面積：S1，S2+S3，S4+S5，S6+S7 ≤ 30 m<sup>2</sup>

(内、第一種普通規制地域等の電光表示装置については、1面 15 m<sup>2</sup>以下)

表示面積の合計（広告板）：S1+S1'，S2+S3+S2'+S3' ≤ 60 m<sup>2</sup>

（広告塔）：S4+S5+S6+S7+S4'+S5'+S6'+S7' ≤ 120 m<sup>2</sup>

（第一種普通規制地域等の広告塔については、内電光表示装置の表示面積が

1面 15 m<sup>2</sup>以下かつ表示面積の合計が 60 m<sup>2</sup>以下)

##### ・道路沿線に表示する場合の距離の規制

① 広告物相互間の垂直距離：L1 ≥ 3.0m

(道路又は鉄道に対し垂直方向に広告物を並べて設置する場合の相互間の距離)

② 広告物相互間の水平距離：L3 ≥ 50m (高速道路等の場合は 200m)

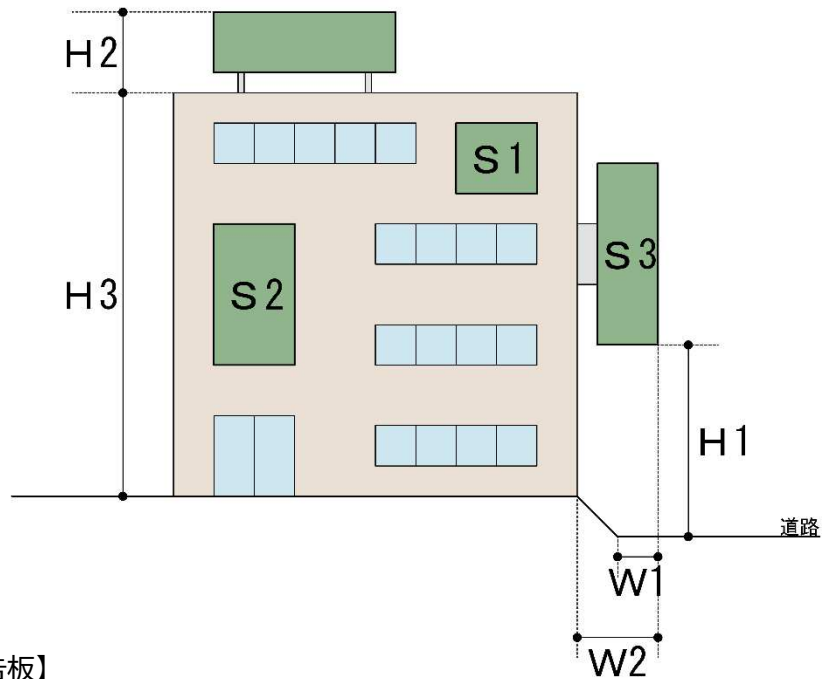
(道路又は鉄道に対し水平方向に広告物を並べて設置する場合の相互間の距離)

③ 道路境界からの距離：L2，L4 ≥ 広告物の地上高：H1，H3

※②，③については、都市計画法の用途地域に設置されるもの又は自己用広告物として設置するものを除く

##### ・表示面積の 1/2 を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用できない

##### ・第一種普通規制地域等において電光表示広告物等であるものについては自己用に限る



### 【壁面利用広告板】

#### ・面積の規制

第一種普通規制地域等 総面積： $S1 + S2 \leq 50 \text{ m}^2$ （内、電光表示装置  $25 \text{ m}^2$ 以下）

面積割合： $S1 + S2 \leq \text{当該壁面面積} \times 1/2$

第二種普通規制地域等 電光表示装置の総面積： $50 \text{ m}^2$ 以下

電光表示装置の面積割合：当該壁面面積の  $1/2$  以下

- ・ 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない
- ・ 表示面積の  $1/2$  を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用できない

### 【壁面突出広告板】

#### ・面積の規制

第一種普通規制地域等 総面積： $S3 \leq 50 \text{ m}^2$ （内、電光表示装置  $25 \text{ m}^2$ 以下）

第二種普通規制地域等 電光表示装置の総面積： $50 \text{ m}^2$ 以下

- ・ 下端高： $H1 \geq 4.5 \text{ m}$ （車道上）、 $H1 \geq 2.5 \text{ m}$ （歩道上）
- ・ 道路突出幅： $W1 \leq 0.5 \text{ m}$ （車道上）、 $W1 \leq 1.0 \text{ m}$ （歩道上）  
（電光表示広告物等は、道路上に突出しない）
- ・ 壁面突出幅： $W2 \leq 2.0 \text{ m}$
- ・ 第一種普通規制地域等においては、電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えない
- ・ 表示面積の  $1/2$  を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用できない

### 【屋上利用広告板（塔）】

#### ・高さの規制

第一種普通規制地域等 高さ： $H2 \leq 10 \text{ m}$       高さ割合： $H2 \leq H3 \times 1/2$

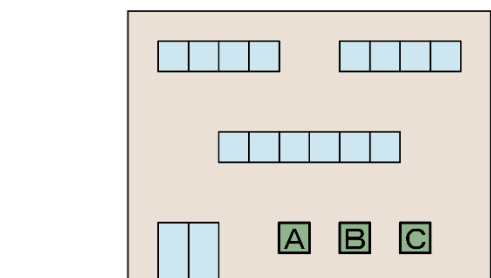
第二種普通規制地域等 高さ： $H2 \leq 20 \text{ m}$       高さ割合： $H2 \leq H3 \times 2/3$

- ・ 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない
- ・ 表示面積の  $1/2$  を超えて、彩度 12 を超える色彩を使用できない

## (7) 簡易広告物等の許可基準

### ◆貼紙

総面積： $A+B+C \leq 1 \text{ m}^2$

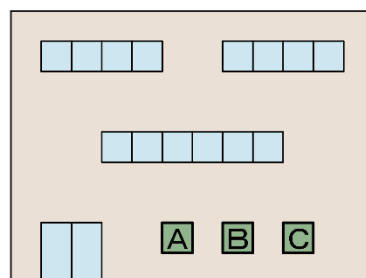


※ポスター又はちらしの類を建物や  
掲示板等に貼り付けて表示するもの

### ◆貼札等

総面積： $A+B+C \leq 1 \text{ m}^2$

各面積： $A, B, C \leq 0.5 \text{ m}^2$



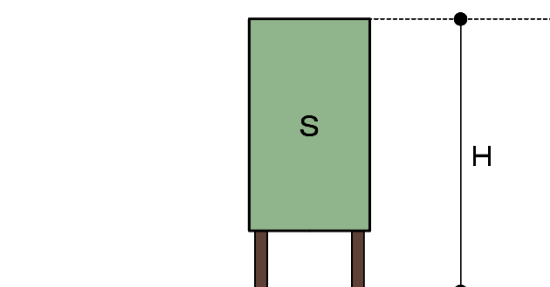
※ベニヤ板、プラスチック板等に広告物を  
貼り、容易に取り外せる状態で建物等に  
取り付けて表示するもの

### ◆立看板

面積： $S \leq 5 \text{ m}^2$

(両面の場合は合計面積)

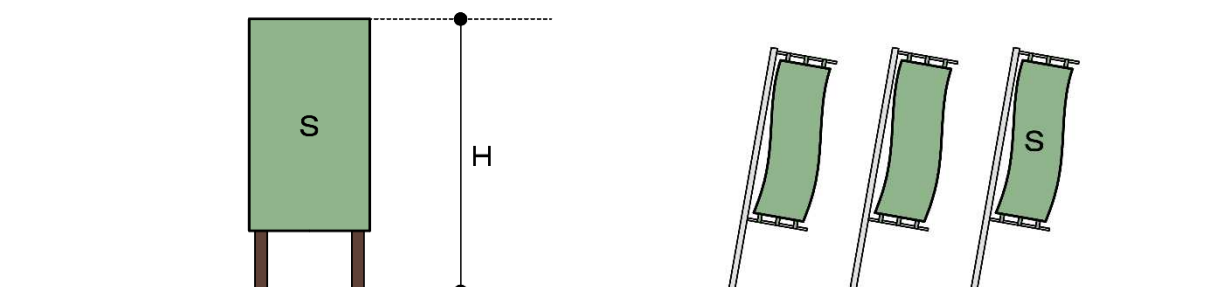
高さ： $H \leq 3 \text{ m}$



### ◆広告旗

面積： $S \leq 2 \text{ m}^2$

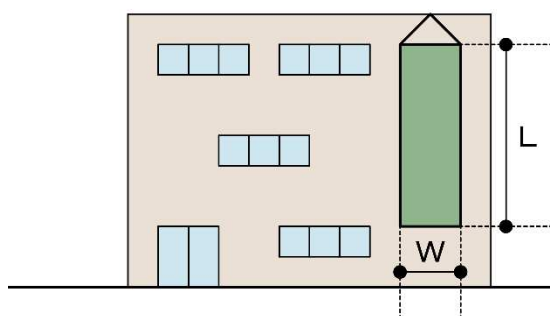
(両面の場合は各々)



### ◆広告幕

長さ： $L \leq 20 \text{ m}$

幅： $W \leq 1.8 \text{ m}$

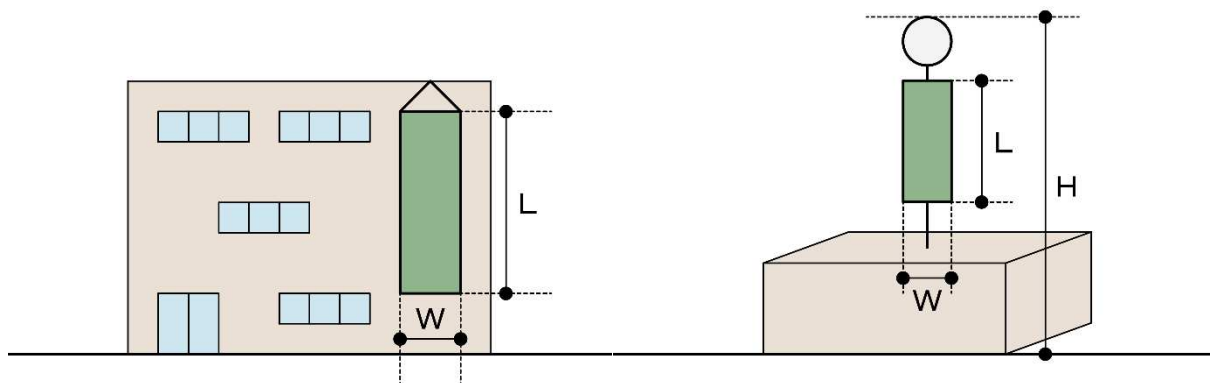


### ◆気球利用広告物

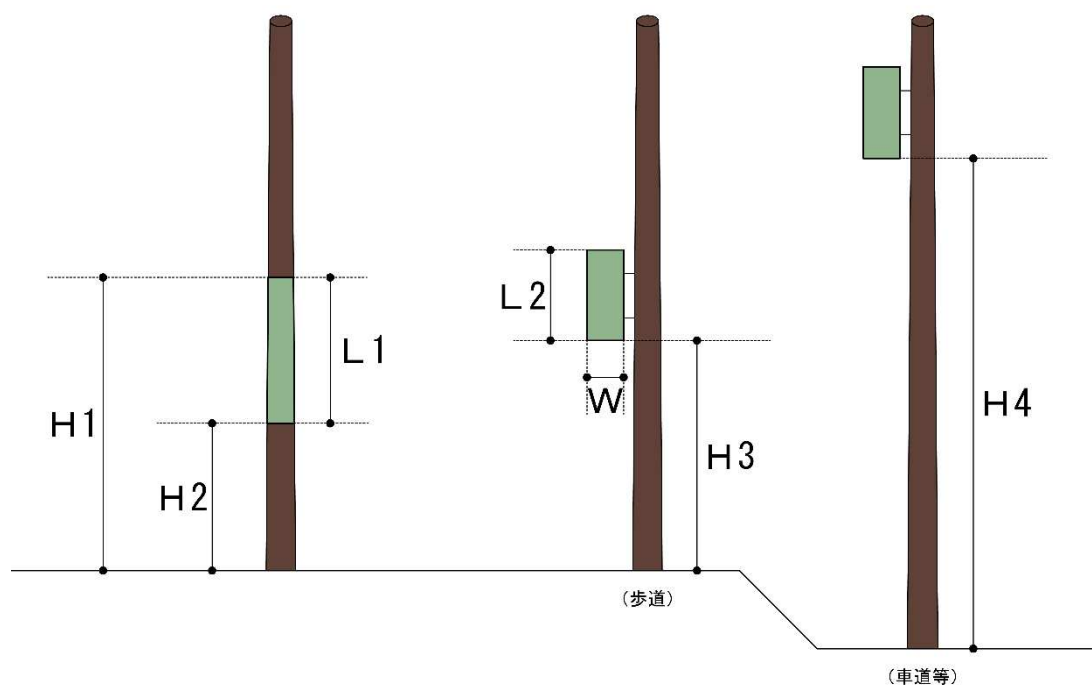
地上高： $H \leq 45 \text{ m}$

長さ： $L \leq 15 \text{ m}$

幅： $W \leq 1.5 \text{ m}$



## (8) 電柱等利用広告物の許可基準



### 【巻きたて看板】

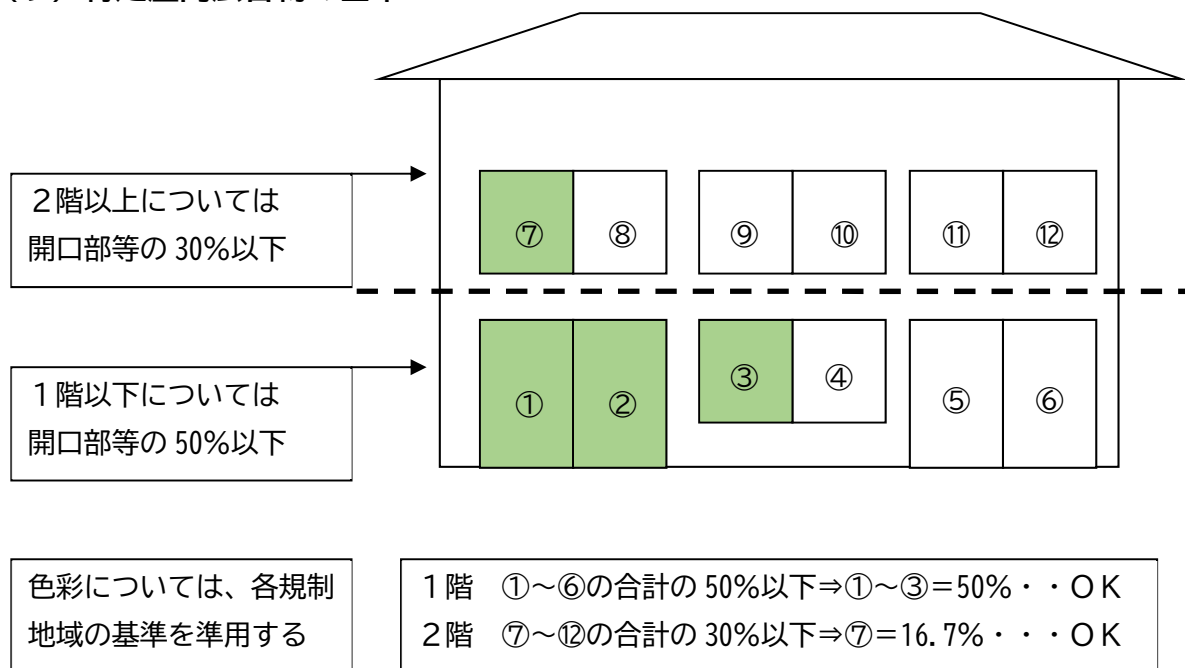
- ・地上高： $H1 \leq 4.5\text{m}$
- ・下端高： $H2 \geq 1.2\text{m}$
- ・長さ： $L1 \leq 1.8\text{m}$
- ・色彩基準については、各規制地域の基準に適合すること

### 【そで看板】

- ・長さ： $L2 \leq 1.2\text{m}$  幅： $W \leq 0.5\text{m}$
- ・下端高： $H3 \geq 2.5\text{m}$  (歩道)
- ・下端高： $H4 \geq 4.5\text{m}$  (車道等)
- ・原則として道路の中央側に向けて表示しない
- ・色彩基準については、各規制地域の基準に適合すること



### (9) 特定屋内広告物の基準

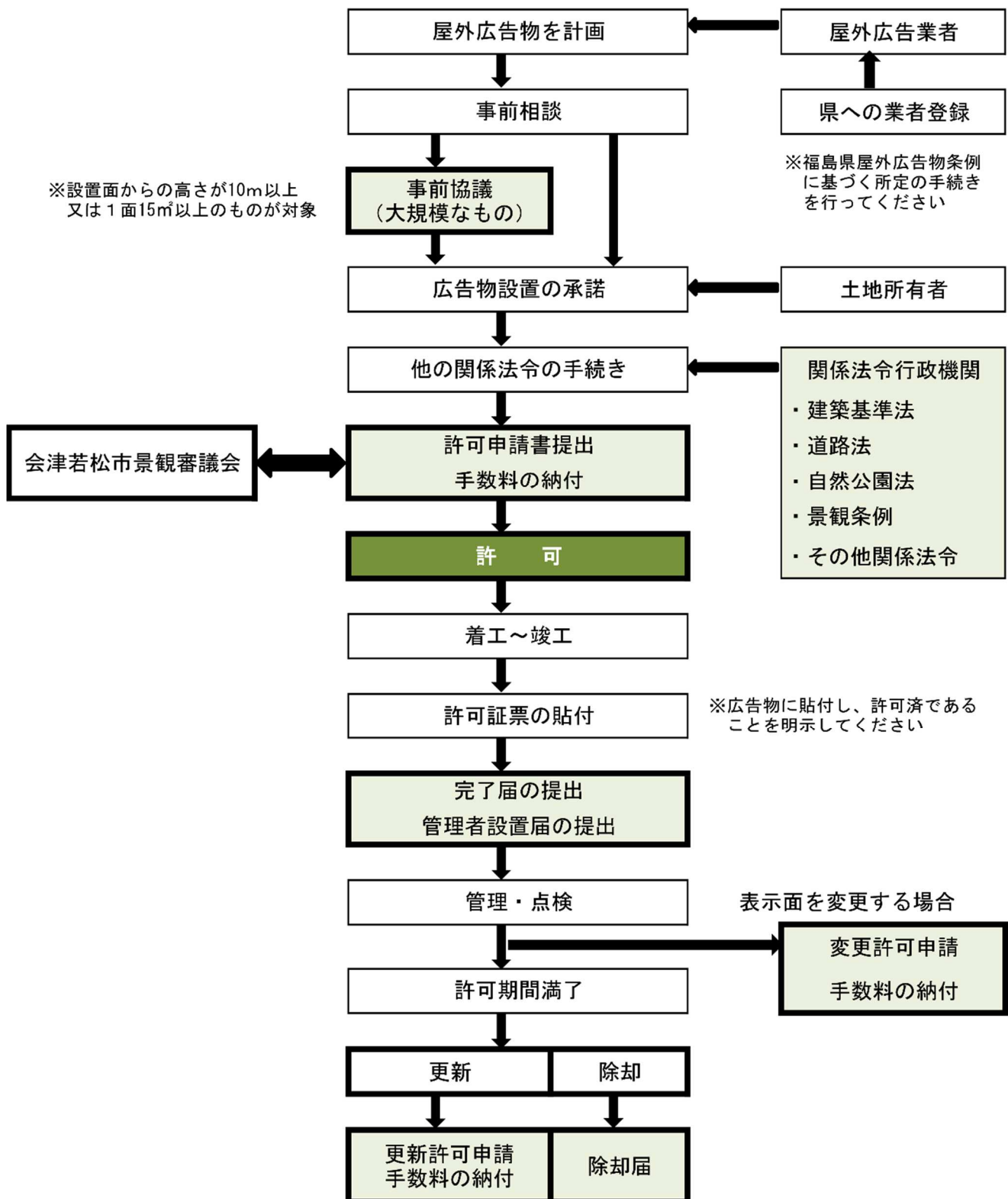


#### 【特定屋内広告物の掲出基準】

- ・建築物の1階以下については、開口部等の合計に対し、50%以下
- ・建築物の2階以上については、開口部等の合計に対し、30%以下
- ・彩度は各規制地域の基準とする

## 5 許可の手続き

### ■屋外広告物許可申請の手続きの流れ



一般的な屋外広告物の許可申請の流れを示したものです。屋外広告物の新規の申請や適用除外の取扱いなどの詳細につきましては、別途お問い合わせください。

## (1) 事前相談・事前協議

屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する際は、事前に窓口で相談してください。

また、大規模な屋外広告物は周辺景観へ与える影響が大きいことから、良好な景観を形成するために建築物や周辺景観と調和した良質な意匠となることが求められています。


そこで、「会津若松市景観計画」の景観形成基準において色彩等の制限を設けているほか、条例の規定に基づき、許可申請書を提出する30日前までに事前協議を行う必要があります。

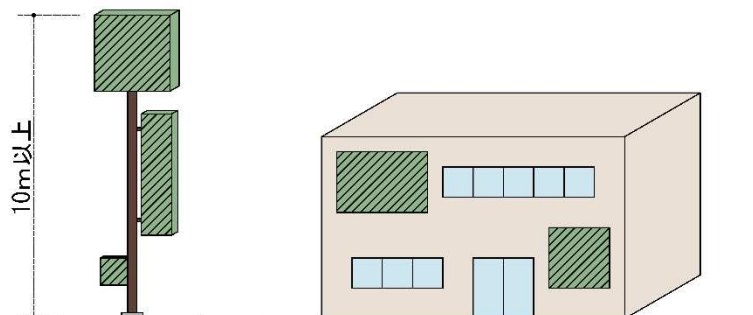
なお、事前協議の対象にならない場合であっても、屋外広告物を掲出する際には良好な景観となるよう配慮してください。

### ●事前協議の対象となる行為

- ・大規模な屋外広告物を新たに設置する場合
- ・大規模な屋外広告物を変更する場合

### ●事前協議の対象となる規模

- ・設置面からの高さが  
10m以上のもの
- ・同一方向から見た1面の  
表示面積が15㎡以上のもの  
(の合計が15㎡以上のもの)



※事前協議では対象規模となった屋外広告物だけでなく、当該敷地にある他の屋外広告物や建築物などとの調和を考慮した計画にする必要があります。

### ●配慮すべき事項

- ・四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩とすること。  
(支柱については、濃茶色または濃灰色を基調とすること。)
- ・使用する色彩については、彩度10以下とすること。
- ・必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。

### ●事前協議に必要な書類

- ・屋外広告物表示(設置)事前協議書(第7号様式)
- ・付近見取図及び配置図・・・広告物等を表示又は設置する場所や周囲の状況が分かるもの
- ・各面の立面図(着色)・・・建築物に表示又は設置する場合、マンセル値を記載したもの
- ・意匠図(着色)・・・マンセル値を記載したもの
- ・2方向以上の現況写真・・・行為地及び周囲の状況、建築物、道路等の状況が分かるもの

※事前協議書を提出する際には、別途条例の許可基準に適合しているか、ご確認ください。

## (2) 許可申請の方法

### ●許可申請

屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する場合は、適用除外となるものを除き、あらかじめ市長の許可が必要です。所定の様式に従い許可申請を行ってください。

#### 【新規の申請に必要な書類】

- ・屋外広告物許可申請書（第1号様式）
- ・広告物等を表示し、又は設置する場所及び周囲の状況を知り得る図面又は写真
- ・広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- ・他の法令の規定により許可等を受けていることを証する書類の写し

### ●許可更新申請

屋外広告物を継続して掲出する場合は、許可期間終了前に更新の手続きが必要です。許可期間満了の1ヶ月前までに更新申請を行ってください。なお、管理義務の明確化及び安全確保のため、更新許可を受けようとする広告物等の現状点検（取付部、主要部材、取付金具等）を必ず行い、異常がある場合には、補修等を行った上、申請してください。

#### 【更新の申請に必要な書類】

- ・屋外広告物許可更新申請書（第3号様式）
- ・安全点検結果報告書（令和4年7月1日から規模により資格要件あり）
- ・広告物等の現状を示す書類
- ・点検の実施状況が分かる書類  
（固定広告物等に係る場合、その写真）

### ●変更許可申請

許可期間中に、屋外広告物の板面の一部もしくは全部を変更する場合（色彩、表示事項、面積の増減などすべての変更を含む。）は、あらかじめ変更の手続きが必要です。所定の様式に必要な書類を添付の上、申請してください。

#### 【変更の申請に必要な書類】

- ・屋外広告物変更許可申請書（第4号様式）
- ・広告物等を表示し、又は設置する場所及び周囲の状況を知り得る図面又は写真
- ・広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

## (3) 完了届・管理者設置届

屋外広告物等の表示・設置終了後は、遅滞なく完了届及び管理者設置届を提出してください。  
（管理者は、令和4年7月1日から規模により資格要件あり）

#### (4) 関係法令の手続き

##### ●建築基準法

高さが4mを超える広告物を掲出する工作物を設置する場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。また、工事完了後に検査済証の写しの提出が必要です。

##### ●道路法

広告物を道路上にはみ出して掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可が必要です。

##### ●自然公園法、自然公園条例

国立、県立自然公園の特別地域等に広告物を掲出する場合は、自然公園法、条例に基づく許可が必要です。

#### (5) 屋外広告物許可申請手数料

許可申請（更新、変更の申請も含む。）には、広告物の種類ごとに条例で定めた額の手数料を納付しなければなりません。

種類	単位	枚数又は規模	金額	摘要
貼紙	1件	50枚ごと	250円	50枚未満の端数は50枚とする。
貼札等	1件	10枚ごと	800円	10枚未満の端数は10枚とする。
立看板等	1個		350円	
広告幕又は広告旗	1個		450円	
気球利用広告物	1個		2,500円	
電柱等利用広告物	1個		550円	
広告板 又は 広告塔	1基	$S \leq 1 \text{ m}^2$	1,000円	規模は1基当たりの表示面積を合計した面積とする。 面積 = S 5m <sup>2</sup> 未満の端数は5m <sup>2</sup> とする。
		$1 \text{ m}^2 < S \leq 3 \text{ m}^2$	1,600円	
		$3 \text{ m}^2 < S \leq 6 \text{ m}^2$	2,300円	
		$6 \text{ m}^2 < S \leq 10 \text{ m}^2$	3,100円	
		$S > 10 \text{ m}^2$ 5m <sup>2</sup> ごと	3,100円 +1,100円/5m <sup>2</sup>	
アーチ広告塔	1基	広告塔本体	3,500円	表示広告物は広告板に同じ

※1 この表において「広告幕」、「広告旗」、「気球利用広告物」、「電柱等利用広告物」、「広告板」、「広告塔」及び「アーチ広告塔」とは、それぞれ会津若松市屋外広告物等に関する条例施行規則別表に規定するものをいう。

※2 この表の種類によりがたいもの又はこの表に種類の定めのないものについては、その都度市長が定める。

※3 ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある広告物等に係る屋外広告物許可申請手数料の額は、当該広告物等についてこの表により算出して得た額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 6 表示者等の義務

### (1) 許可の表示

許可を受けた者は、当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件に、許可の際に交付された許可証票を貼付しておかなければなりません。(許可の押印を受けたものを除く。)

### (2) 管理者の届出、管理者等の変更届出

屋外広告物設置者：広告物を表示し、もしくは広告物を掲出する物件を設置する者

屋外広告物管理者：広告物を管理する者

広告物の大型化、多様化などにより、広告物による事故の可能性が大きくなっています。広告物の適正な管理や安全性を確保するため、広告物を設置したときは必ず、広告物の管理者を置き、その旨を届け出なければなりません。

また、屋外広告物の設置者又は管理者に変更があった場合は、その旨を届け出なければなりません。なお、設置者又は管理者が変更になった場合、従前者がした手続きその他の行為については、新たに設置者又は管理者となった者がしたものとみなされます。

### (3) 管理義務

屋外広告物の設置者及び管理者は、日ごろから当該広告物の補修その他必要な管理を行い、良好な状態を維持しなければなりません。倒壊や落下により通行人などに被害を与えないよう、部材や取付部分などに変形や腐食などがいないか定期的に点検し、事故を未然に防止しなければなりません。

### (4) 除却義務

屋外広告物の設置者は、許可の期間が満了（この条例が施行されたことにより不適格となる広告物で経過措置期間を超えたものを含む。）したときや許可が取り消されたとき、もしくは屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該屋外広告物又は掲出物件を除却しなければなりません。

また、屋外広告物又は掲出物件を除却した場合は、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

## 7 違反等に対する措置、罰則

### (1) 勧告、公表、措置命令

特別規制地域等や禁止物件、普通規制地域等の適用除外基準又は許可基準に違反し、屋外広告物を表示している場合や、禁止広告物を表示したり管理義務規定に違反している等の場合は、良好な景観形成、風致の維持又は公衆に対する危険防止の観点から、除却、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができます。この勧告に正当な理由なく従わない場合は、氏名等を公表することができます。氏名等を公表された後もなお、正当な理由なく必要な措置をとらない場合は、措置命令を行うことができます。

### (2) 許可の取り消し

○以下のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができます。

- ・許可条件に違反した場合
- ・変更許可を得なかった場合
- ・措置命令等に違反した場合
- ・虚偽の申請その他不正な手段で許可を受けた場合

### (3) 罰則

○次の事項に該当するときは、50万円以下の罰金に処することができます。

- ・除却命令に従わなかった場合

○次の事項に該当するときは、30万円以下の罰金に処することができます。

- ・禁止されている地域や場所に、違反して屋外広告物等を表示した場合
- ・変更申請を行わずに変更や改造を行った場合
- ・除却しなければならなくなった屋外広告物等を除却しなかった場合
- ・措置命令に従わなかった場合

○次の事項に該当するときは、20万円以下の罰金に処することができます。

- ・立ち入り検査等に従わなかった場合

## 8 屋外広告業者の登録

会津若松市内で屋外広告物の施工を行う業者は、あらかじめ、福島県屋外広告物条例に基づき、所定の様式に必要な書類を添付して申請し、県知事の登録を受けなければなりません。

詳しくは、福島県のホームページ等でご確認ください。

## 9 広告景観整備地区制度

屋外広告物を地域の良好な景観に調和させることが特に必要であると認める地区を「広告景観整備地区」に指定し、その地区内での広告物の形状、面積、色彩、高さなどの基準となる「広告景観整備方針」を定め、街並みに合った良好な広告景観の整備を目指すための制度です。広告景観整備地区に指定された地区内で広告物を表示する場合は、自己用広告物等でも市への届出が必要となります。

### ○届出が必要な広告物

- ・貼紙、貼札、立看板その他の簡易広告物以外で表示面積が2㎡を超える広告物

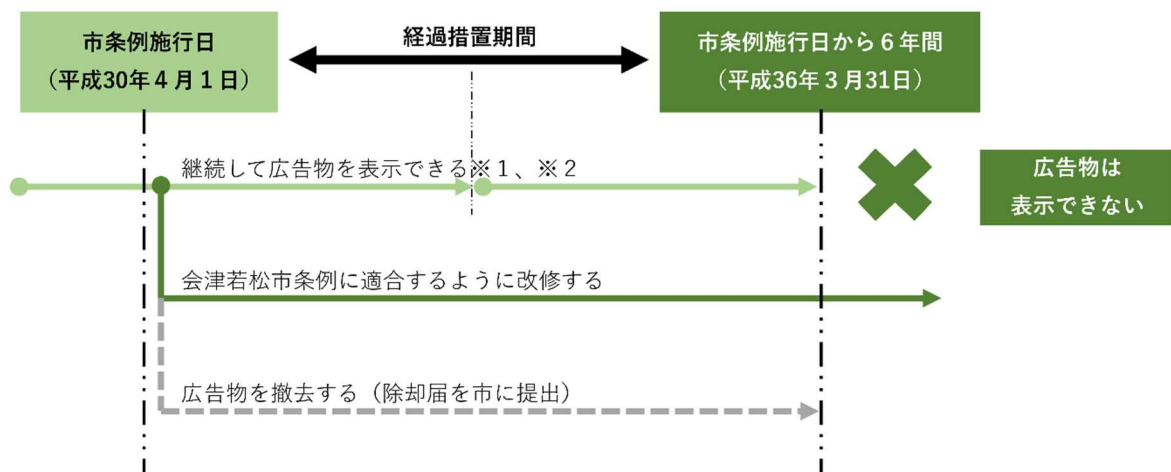
### ○指定地区

- ・会津若松市七日町通り地区

## 10 経過措置

会津若松市屋外広告物等に関する条例（以下、「市条例」）の施行日（平成30年4月1日）以前に、福島県屋外広告物条例の許可を受けて適法に掲出している広告物のうち、市条例の基準に適合しない広告物については、6年間（平成36年3月31日まで）の経過措置期間を設けており、その期間内に市条例の基準に適合するよう改修や撤去等をしていただくことになります。

また、経過措置期間内において、市条例に適合しない屋外広告物を平成30年4月1日以降も継続して表示する場合は、更新許可申請の際には是正計画書の提出が必要になります。



※1：市条例施行日以前に福島県屋外広告物条例に基づく許可を受けている広告物

※2：上記※1の広告は、市条例施行日以降に更新の許可申請をする際には是正計画書の提出が必要



**【問い合わせ】**

会津若松市建設部都市計画課景観グループ

〒965-8601 会津若松市東栄町 4-45（市役所第1庁舎）

TEL：0242-39-1261 FAX：0242-39-1450

E-mail [toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)